

# 長崎県家庭的養護推進計画

長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課

平成27年3月

## 目次

1	計画の目的・性格	・・・	1
2	長崎県の社会的養護の現状について	・・・	5
3	長崎県の社会的養護の需要量推計	・・・	11
4	長崎県の推進計画供給量の目標設定	・・・	14
5	目標達成のための取り組み	・・・	17
6	計画の進捗管理・見直しについて	・・・	27
7	ワーキンググループの構成員・実施状況	・・・	28

# 1 計画の目的・性格

## (1) 本計画策定の背景となる「社会的養護の課題と将来像」について

- ・ 平成23年7月に、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。
- ・ これに沿って、全国的に、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引上げなど、社会的養護の充実を図る取り組みが進められるところです。
- ・ この「社会的養護の課題と将来像」では、「施設が9割、里親が1割」である現状に対し、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられております。
- ・ これを踏まえ、本県においても、平成27年度を始期として平成41年度までの15年間でこの目標を達成することを目指し、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、各乳児院及び児童養護施設が策定する「家庭的養護推進計画」との整合性を図りながら、本県としての推進計画を策定し、これに基づく取り組みを推進してまいります。

## (2) 家庭的養護の推進に向けた「都道府県計画」の作業等について

### 家庭的養護にかかる「都道府県推進計画」の位置づけ

- ・ この計画は、法律を根拠に策定義務を定めたものではなく、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出された通知によるものです。

平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知  
「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」

- ・ この通知により、平成27年度を始期として、5年ごとの15年間の計画を策定し、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこととなっています。

## 計画に取り入れる項目

- ・ 県の推進計画は、社会的養護を要する児童を適切に養護しつつ、家庭的養護の推進や職員（養護）の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を目的とするものであることから、単に各児童養護施設等の小規模化、地域分散化の計画を取りまとめるだけでなく、以下の項目を踏まえて設定することになっています。

各年度における社会的養護を必要とする児童数の見込み

（社会的養護の需要量）

各年度における児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取り組みとその結果養護可能な児童数の見込み （施設養護の供給量）

各年度における里親やファミリーホームにおける家庭養護の推進の具体的な取組とその結果養護可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）

- ・ これらについて推計を行い、各年度とも、施設養護と家庭養護の供給量（ $+$ ）が社会的養護の需要量（ $+$ ）を十分に満たすよう設定する必要があります。
- ・ なお、施設養護の供給量（ $+$ ）の算定にあたっては、各施設において具体的かつ実現可能な養護計画を策定し、その際に検討された各施設の小規模化及び地域分散化の具体的な取組、小規模化・地域分散化に向けての職員の人材育成及び人材確保策、地域支援の具体的な方策（地域の里親・ファミリーホームへの支援）、現在の施設の整備状況とこれからの改築・大規模修繕計画等を踏まえつつ、整合性をとることとしています。
- ・ また、家庭養護の供給量（ $+$ ）の算定にあたっては、里親等委託率を引き上げる目標とそれを実現するための具体的な方策について検討し、単に「社会的養護の需要量 - 施設養護の供給量」の結果が機械的に記載された計画とするのではなく、現時点での供給量との差をどのように調整していくのかについて、検討することとしています。

## 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（長崎県子育て条例行動計画）との関係について

- ・ 子ども子育て支援法では、子ども・子育て支援に係る各施策を計画的かつ総合的に推進するために、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとなっています。（長崎県では、「長崎県子育て条例行動計画」）
- ・ このなかで、支援計画の社会的養護関係部分においては、子どもの最善の利益

の実現のために、

家庭的養護の推進（里親委託等の推進及び施設の小規模化及び地域分散化の推進）

専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

自立支援の充実

家族支援及び地域支援の充実

子どもの権利擁護の推進

の各事項について記載することとしています。

- ・ このうち、「家庭的養護の推進」の部分については、推進計画において検討した内容の要旨を記載することとなっています。

子ども子育て支援法

第62条 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定

第62条第2項（計画に定める事項）

第4号 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

#### ワーキンググループの設置

- ・ 本計画作成に資するため、平成26年4月に、里親・ファミリーホーム、施設、学識経験者及び関係職員からなるワーキンググループを設置しました。
- ・ ワーキンググループのメンバーは、家庭的養護の推進に向けた取り組みに関わりのある次の機関のメンバーから構成しています。

長崎県児童養護施設協議会から推薦された者

長崎県里親会から推薦された者

長崎県ファミリーホーム連絡会から推薦された者

長崎こども・女性・障害者支援センターから選任された者

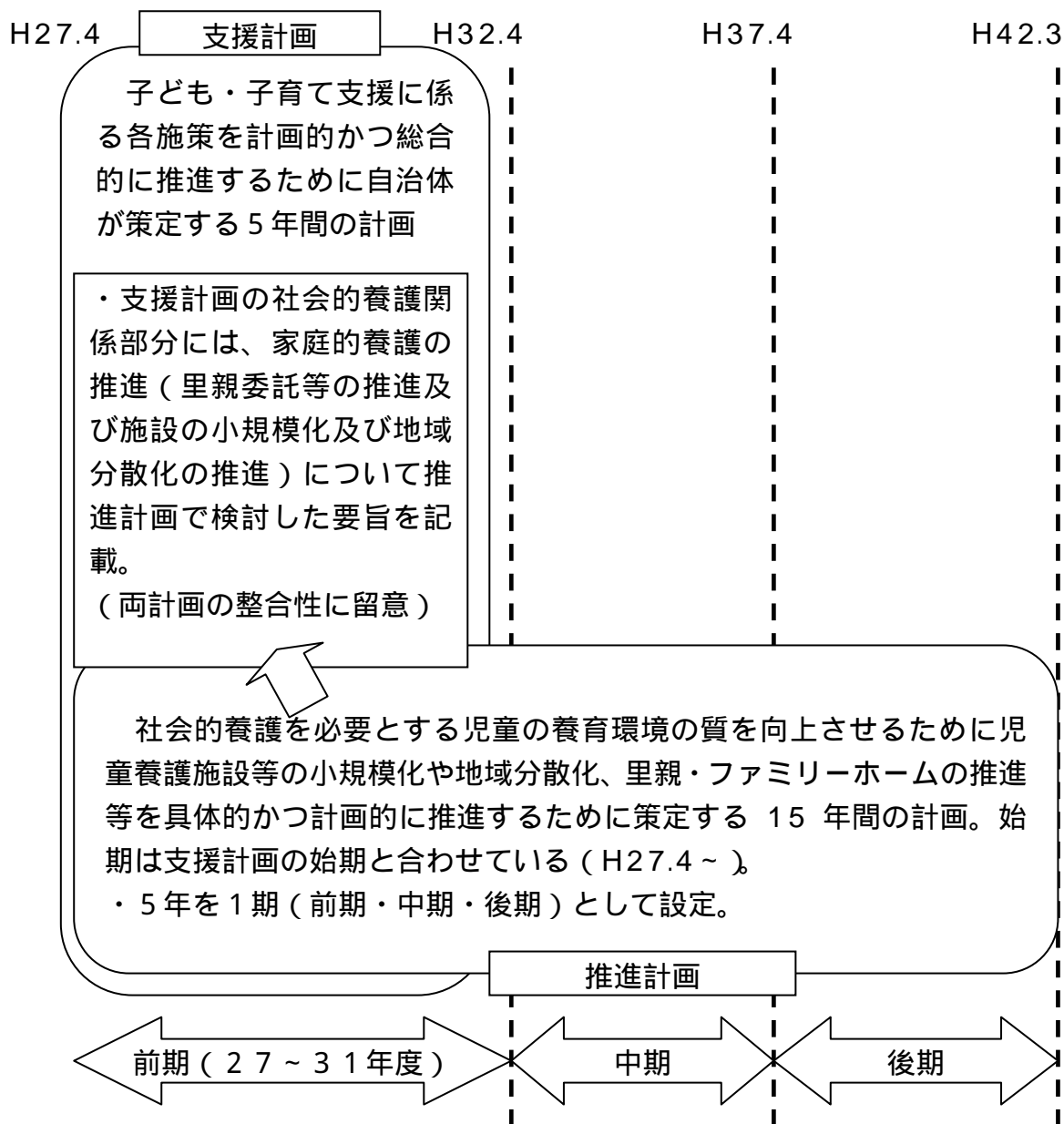
佐世保こども・女性・障害者支援センターから選任された者

家庭的養護の推進に向けた取り組みに関わりのある学識者

こども家庭課職員

- ・ ワーキンググループでは、次の事項について、平成27年2月まで8回にわたって協議、意見交換を行いました。
  - ・ 長崎県における家庭的養護の推進に向けた現状及び課題等に関すること
  - ・ 本計画の策定にかかる、社会的養護の需要量の設定に関すること
  - ・ 本計画の推進に向けた具体的取り組みに関すること

【参考】 支援計画（長崎県子育て条例行動計画）と推進計画の関係について

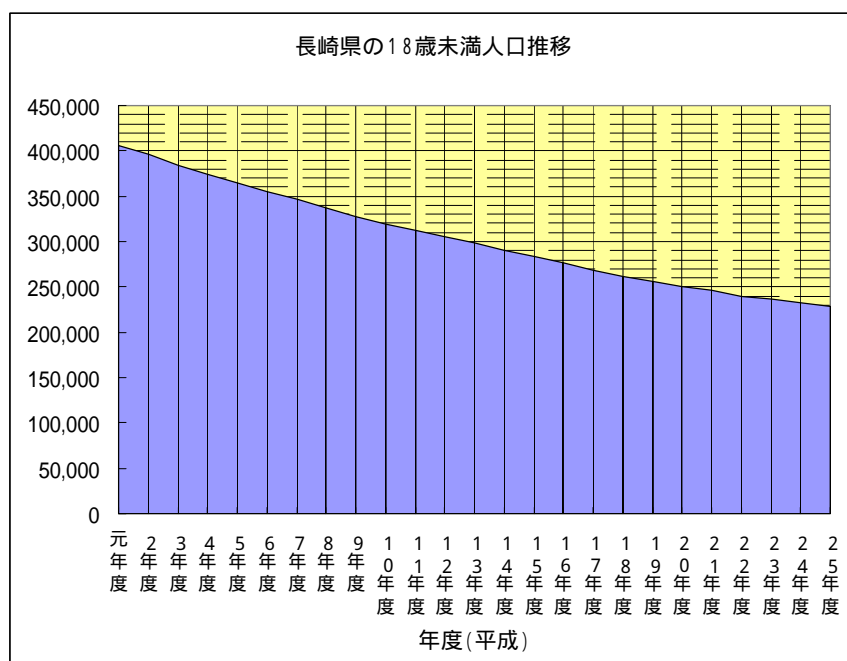
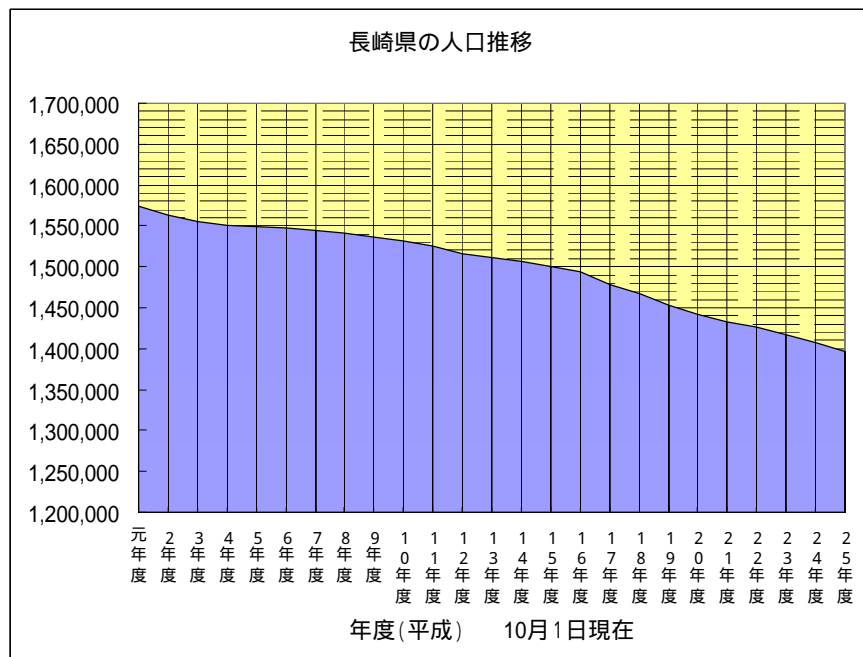


## 2 長崎県の社会的養護の現状について

### 人口推移

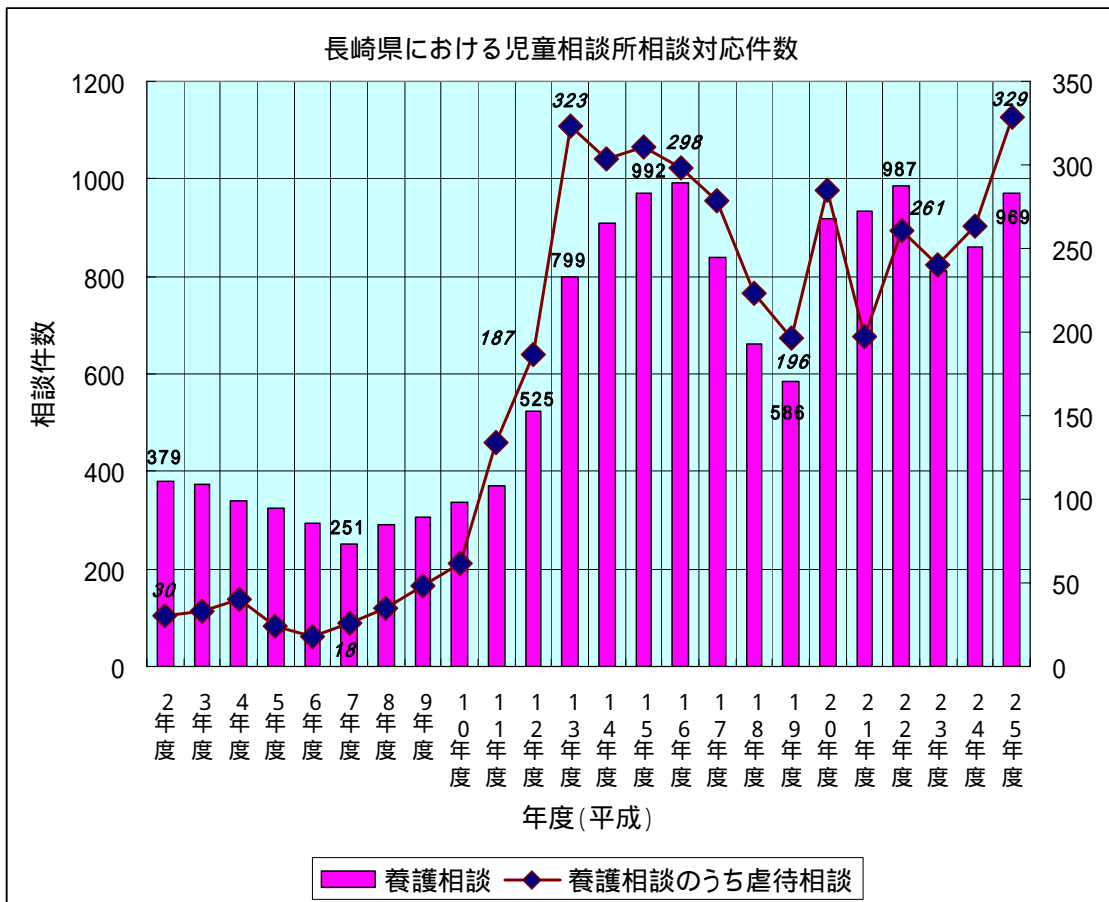
本県人口は、国勢調査結果を比較すると、平成22年(約143万人)において、平成2年(約156万人)との比較で、およそ8.7%減少しています。

特に、18歳未満児童人口も減少しており、平成2年約40万人から約24万人まで(約39.3%)減少しています。



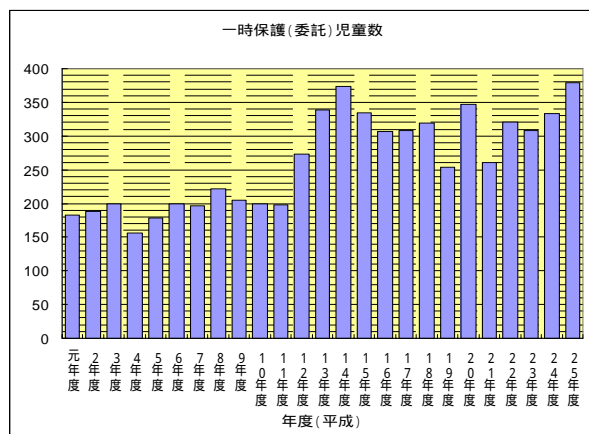
児童相談所における児童相談対応状況、一時保護状況

- 長崎県の児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童相談対応件数は、児童虐待防止法施行後の平成12年度以降、人口減少にもかかわらず、急激に増加している。その後は、平成11年度以前まで減少することなく、増減をしながら横ばい傾向にあります。なお、平成25年度の本県の虐待対応件数は過去最高の329件となっています。



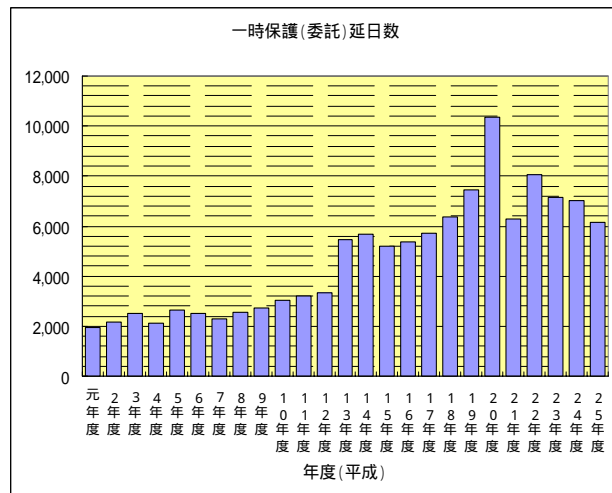
- 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童相談対応により、児童福祉法第33条による一時保護を行った児童数及び一時保護を行った延日数の経年変化を見ると、ともに増加傾向にあります。

一時保護（委託）児童数については、平成初期は年200人程度



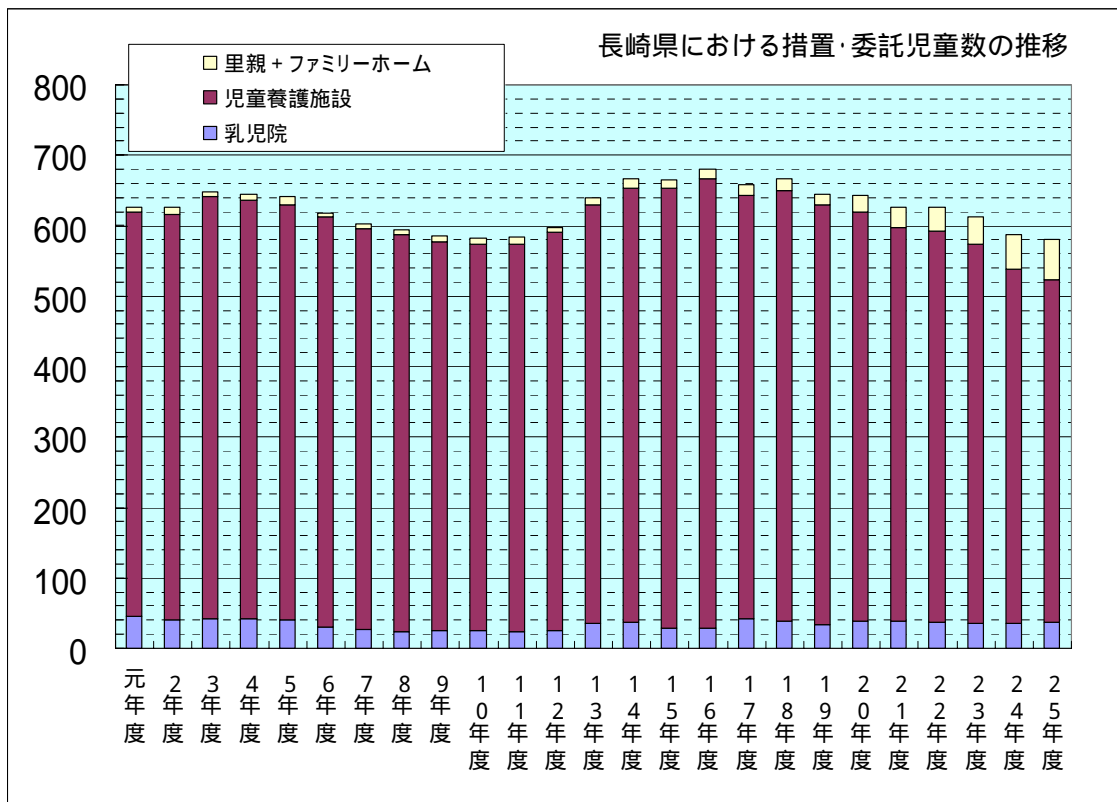
であったものが、ここ数年は3000人を超える年が多くなっています（平成25年度は、379人で過去最高）

一時保護延日数についても、平成初期は年2,000人日であったものが、ここ数年は3倍の6,000人日を超える状況にあります（平成25年度は、6,980人日）



### 社会的養護の状況

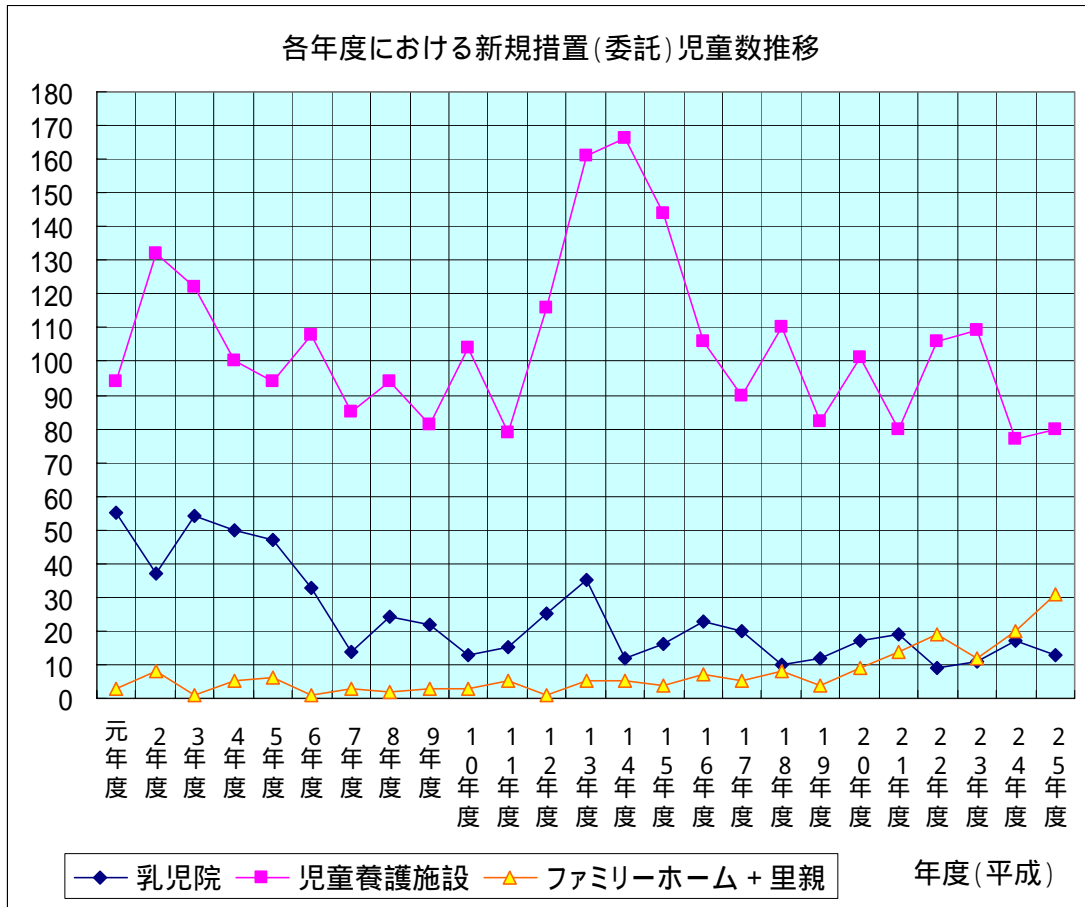
- 社会的養護の状況として、里親・ファミリーホーム委託児童数、乳児院及び児童養護施設入所措置児童数の推移を下表に示していますが、本県の人口減少に単純に正比例することなく、措置（委託）児童数は、630人を平均として、50人程度増減する範囲で推移しています。



- この背景としては、一方において措置数を減少に向ける要素として、
  - 1) 本県人口の減少



- 2) 市町での児童相談窓口の開設(平成17年度以降)
- 3) 市町要保護児童対策地域協議会等による在宅支援ネットワークの充実などが考えられます。
- ・ 他方、措置数を増加させる要素としては、平成12年に児童虐待防止法が施行され、児童虐待問題が顕在化し、児童相談所の対応によって、一時保護延日数も急増し、このような状況で、家庭復帰が困難な児童を社会的養護の枠組みで保護支援することとなった事例が増加していること等が考えられます。



- ・ 上の表は、里親・ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設それぞれについて、年度ごとの新規措置(委託)児童数の推移を示したものです。
- ・ これによると、乳児院及び児童養護施設における新規措置件数は、平成13年度からの数年間は、児童相談所における虐待相談対応が急増している状況に比例して一時的に増加していますが、全体を捉えると、乳児院の新規措置は、減少する傾向にあり、児童養護施設への新規措置は横ばい傾向にあります。
- ・ また、里親等(里親及びファミリーホーム)への新規委託児童数は、ここ数年は増加傾向となっており、特に平成25年度には全体(124人)の25%(31人)を占めるまでになっています。

## 施設の小規模化の状況

- ・ 長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成22年度～26年度）では、児童福祉施設に入所する児童の家庭的な養護を推進するためケア単位の小規模化を進めることとしていますが、現在、これを大きく上回る状況で、家庭的養護の推進に向けた取り組みが進んでいます。

（参考）長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成22年度～26年度）における数値目標と実績】

### （1）小規模グループケアの実施

数値目標	平成26年度	9か所	（平成21年度	5か所）
実績	平成25年度	19か所		

### （2）地域小規模児童養護施設

数値目標	平成26年度	2か所	（平成21年度	1か所）
実績	平成25年度	5か所		

（参考）

#### 小規模グループケア

児童福祉施設において、大規模な集団によるケアではなく、児童の養育単位を小規模なグループ（6人程度）とすることで、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うこと。

#### 地域小規模児童養護施設

児童養護施設において、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住人との適切な関わりをもちながら、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、児童の社会的自立を支援する施設。

## 里親・ファミリーホーム委託の状況、里親支援の状況

- ・ 長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成22年度～26年度）では、家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、子どもを受託している里親の支援を充実するとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及を図ることとしており、里親制度については、児童福祉法等の関係法令、「児童相談所運営指針」及び「里親制度の運営について」等の厚生労働省からの諸通知に基づき運用していますが、平成23年3月に厚生労働省から「里親委託ガイドライン」が通知され、里親委託優先の原則が明確にされたことから、現在、これを上回る状況で、家庭養護の推進に向けた取り組みが進んでいます。

- ・ 本県においては、平成20年度に各児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）に里親・施設及び市町支援のために職員を増員したほか、平成23年度に各児童相談所に里親委託等推進員を配置し、平成24年度以降、県内児童福祉施設に里親支援専門相談員を配置し、里親支援体制の人的な充実を図るほか、平成23年度に県全体の里親委託推進の方向性等について検討する里親委託等推進委員会を設置しています。

（参考）長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成22年度～26年度）における数値目標と実績】

（1）里親委託率

数値目標	平成26年度	6.0%	（平成21年度	4.3%
実績	平成25年度	9.4%		

（2）ファミリーホーム数

数値目標	平成26年度	2か所	（平成21年度	0か所）
実績	平成25年度	3か所		

（参考）

里親・里親委託率

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育することにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るもので、里親希望者を都道府県が認定している。

長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成22年度～26年度）における「里親委託率」は、乳児院、児童養護施設のほか、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を含む社会的養護関係施設及び里親・ファミリーホームへの措置（委託）児童数のうち、里親・ファミリーホームへの委託率を示している。これは、国の定義と異なっているため、本項目以外の本計画の項目においては、国の定義に準じて「里親等委託率（%）＝（里親及びファミリーホーム委託児童数）÷（乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム委託（措置）児童数）」としている。

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、里親又は社会的養護施設職員として児童の養育の経験・従事した期間が一定期間ある者が養育者となり、5～6人を定員として養育を行う事業。

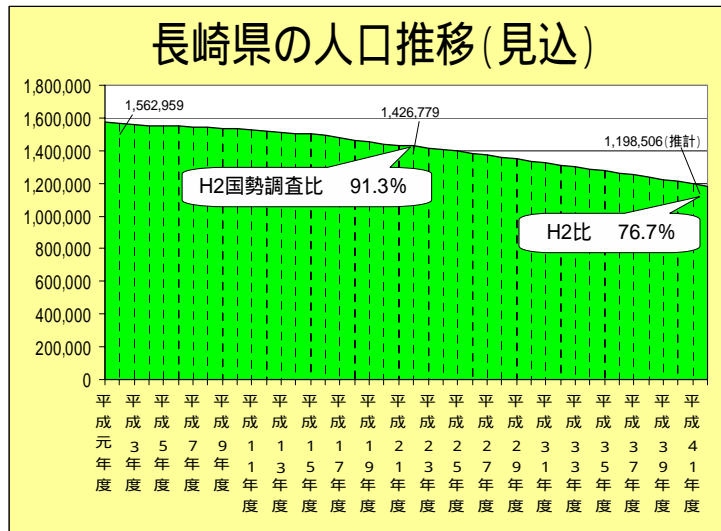
### 3 長崎県の社会的養護の需要量推計

#### (1) 人口推計

平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別将来人口推計によると、長崎県の人口は、平成22年度の約143万人から、平成41年度には120万人にまで減少することが予想されています。

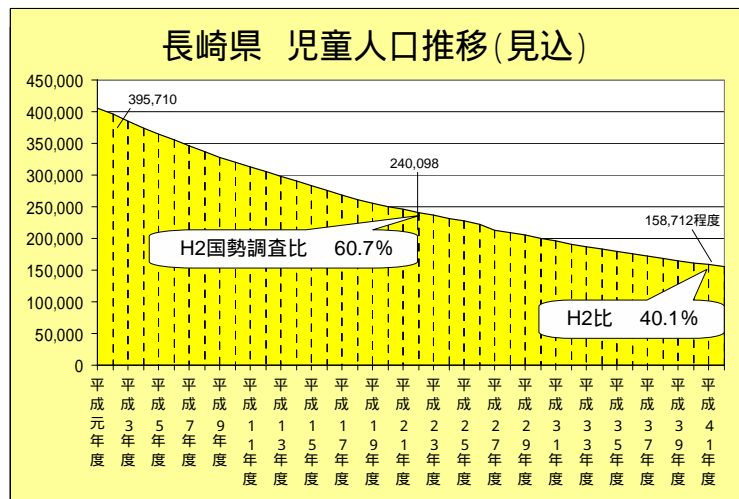
これは、平成2年度から平成22年度までの20年間に約9%の人口減となっていることに対し

て、将来を含めた平成2年度から平成41年度までの推計では23%程度の人口減が予想され、人口減少の度合いが加速することも示しています。



特に、児童人口推移を見ると、減少する状況が顕著となっています。

右の表は、本県18歳未満児童の人口推移を推計したのですが、平成2年度の約40万人から、平成22年度には、約24万人(平成2年度比約40%減)さらには、平成41年度には約16万人にまで減少(平成2年度比約60%減)することが予想されています。



注) 国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(平成25年で公表されている、2015、2020、2025、2030年における全人口及び、15歳未満人口、20歳未満人口を引用しながら、各年度の人口推移及び18歳未満人口の推移について、独自に推計したものの。

## (2) 社会的養護需要推計

「2 長崎県の社会的養護の現状について」に示したとおり、これまでの約20年間の推移をみると、児童相談所による児童虐待対応等の推移などさまざまな要因があり、単純に人口減少が社会的養護の需要量の減少に比例している状況ではありませんでした。

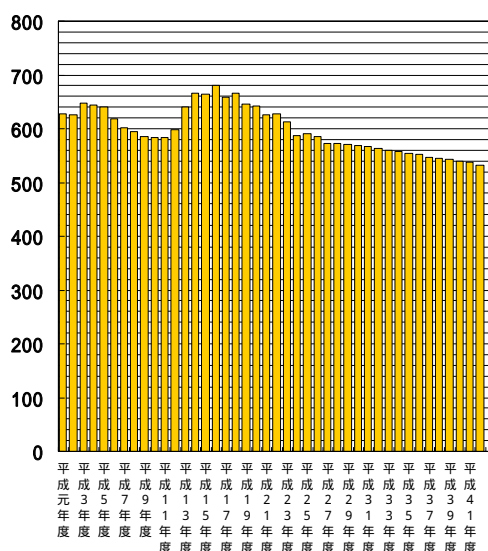
今後についても、大幅な人口減少（特に児童人口の減少）が、そのまま社会的養護の需要量に正比例するわけではなく、これまでと同様に、児童相談所における各種相談の対応状況等を考慮して需要量を見込む必要があり、その結果は、以下の表のとおりです。

計画期間の15年間（平成27年度から平成41年度まで）を3期に分け、前期末（平成31年度末）は567人、中期末（平成36年度末）は553人、後期末（平成41年度末）は537人と、ゆるやかに減少することを見込んでいます。

なお、これまでも、「児童虐待の防止等に関する法律」等の制度が整えられたことや、世間の耳目を集める事件が発生したこと等の影響など社会情勢等の変化によって、一時的に50人程度の増減すること想定した社会的養護の受け皿（供給量）を見込んでおくことが必要であると考えられます。

# 社会的養護の需要量推移（見込）

年度	長崎県人口	うち、18歳未満人口	社会的養護需要量（見込）
平成元年度	1,574,421	405,963	627
平成6年度	1,547,640	354,980	618
平成11年度	1,526,256	312,497	584
平成16年度	1,493,611	276,452	681
平成21年度	1,432,236	246,049	626
平成26年度	1,384,116	222,029	585
平成31年度	1,325,144	196,535	567
平成36年度	1,263,328	176,279	553
平成41年度	1,198,506	158,712	537



《参考：社会的養護の需要量推計内容》

- (1) 平成元年度から平成24年度までの各年度における18歳未満人口あたりの措置(乳児院・児童養護・里親等)されている児童数の割合(各年度における措置率)を計算する。

措置児童数は、各年度において、各月初日で、各施設等種別ごとに最も多く在籍している数(最大値)をとっている。

$$\frac{\text{各年度における措置(乳児院・児童養護・里親等)児童数}}{\text{各年度における18歳未満人口}} = \text{措置率}$$

- (2) 平成元年度から平成24年度までの各年度における措置率の推移について、その傾き(増加・減少率)を求める。

$$\text{傾き} = \frac{xy}{x^2} = (\text{年度}) \times (\text{措置率}) / (\text{年度})^2 \text{ 乗} = \underline{0.500}$$

- (3) 平成25年度以降の各年度における措置率について、(1)(2)に基づき推計する。

- (4) 平成25年度以降の各年度の18歳未満人口を推計する。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」で公表されている、2015、2020、2025、2030年における全人口及び、15歳未満人口、20歳未満人口を引用。これを元に、県こども家庭課にて、各年度の人口推移及び18歳未満人口の推移について、独自に推計した。

- (5) (4)に(3)を乗じて、今後の各年度における社会的養護の需要量を算出する。

需要量の算定の数式には直接用いていないが、今後の大幅な人口減少(特に児童人口の減少)に、そのまま社会的養護の需要量が正比例するわけではないことを示唆するバックデータとして、次のデータを考慮した。

「児童相談所における養護相談対応件数」の平成元年度から平成24年度までの推移

「児童相談所における虐待相談対応件数」の平成2年度から平成24年度までの推移

一時保護児童実件数(一時保護所・一時保護委託それぞれについて)の平成元年度から平成24年度までの推移

一時保護児童延日数(一時保護所・一時保護委託それぞれについて)の平成元年度から平成24年度までの推移

乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム、里親にかかる平成元年度から平成24年度までの推移

## 4 推進計画供給量の目標設定

### (1) 目標とすべき数値（平成41年度までの概要）

- ・ 国が示す方向性に沿って、本県においても、「施設が9割、里親が1割」である現状に対し、本計画の終期である平成41年度末までに、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていくことを目標とします。
- ・ 下図は、施設（乳児院・児童養護施設）の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームの需要量及び供給量に関する、計画の各期末の数値目標として示したものです。
- ・ なお、目標達成のための具体的取り組みについては、17ページ以降に示しています。

家庭的養護の「長崎県推進計画」		需要量は±50程度の幅があることを見込んだ供給量を確保する。					
需要量推計	585 (H26末)	567 (H31末)	553 (H36末)	537 (H41末)			
乳児院	39/40 (オールユニット)				36/40	27/35	27/30
H26.9 現在	27年度【前期】 31年度		32年度【中期】 36年度		37年度【後期】 41年度		
児童養護施設 (本体)	380 / 516 (現員 / 定員) 里親支援専門相談員の配置充実 人材確保・人材育成 配置基準の見直しに対応した人材確保 新任職員増に対応する職員育成 小規模ケア実践ができる組織づくり 基幹的職員等の資質向上 等	369/480		244/350 @		168/300-@ 暫定定員の解消 (平均2.5人程度)	
児童養護施設 (本体敷地外)	50 / 54 (現員 / 定員) 基幹的職員等が少ない施設では、職員育成に力点を置き、本体施設外への分園化は積極的には行わない。	62/66		154/176 22か所×平均7人		171/176 22か所×平均7人	
ファミリーホーム	16 / 23 (現員 / 定員) 設置を推進 施設や里親向け研修受講を奨励し、養育力向上を一層図る。	40/60 10か所×4人		60/90 15か所×4人		99/132 22か所×4.5人	
里親	51 / 93 (現員 / 登録) 里親開拓 里親育成 里親支援 里親委託等推進委員会を多層化し、多機関による支援協力体制を充実。	60/150		68/170		72/195	

ただし、今後の供給量の推移については、目下、国レベルでの制度改正等の動きが並行して進行しているため、これらに配慮して行う必要があり、その動向を毎年度において確認しながら、目標値の見直しを前期末において行うものとする。

#### 【参考】想定される変動要素

乳児院及び児童養護施設：

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（長崎県児童福祉施設

の設備及び運営の基準に関する条例)等の改正に伴う職員配置基準等の見直し

- ・新たな加算職員の配置など

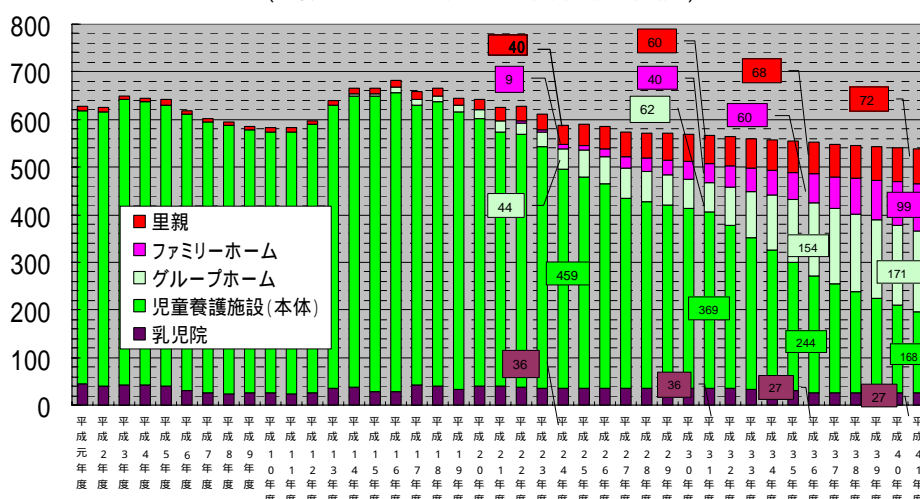
里親・ファミリーホーム

- ・法人型ファミリーホームの運用方法の具体的指針の策定など
- ・里親の認定や措置(委託)に関する指針改定、支援に関する制度改正等

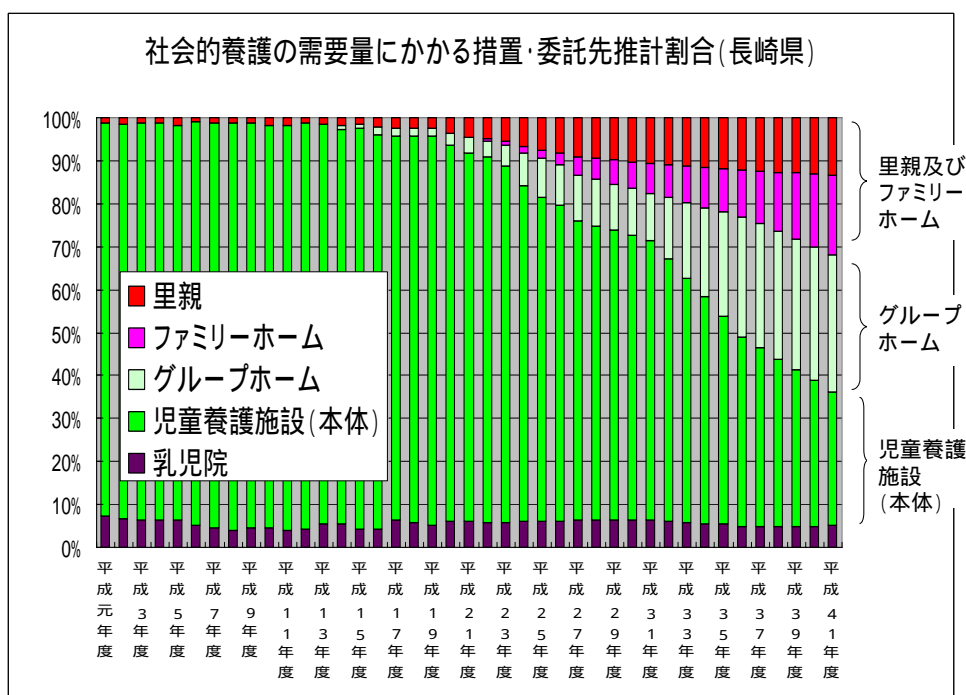
その他

- ・ショートステイ等、市町による社会的養護施設及び里親等との連携

家庭的養護の推進に向けた長崎県推進計画  
(需要量の実績及び目標値推移)



社会的養護の需要量にかかる措置・委託先推計割合(長崎県)





【参考】家庭的養護の長崎県版推進計画の年度ごとの需要量（見込）

- ・これまでの実績は、各年度各種別における最大値を、目標値は年度末の見込みを示している。
- ・今後の需要量については、記載の値を中心として総計としては±50程度の幅を考慮する。

年度	里親	ファミリーホーム	グループホーム	児童養護施設(本体)	乳児院	計 (目標値は年度末)
平成元年度	8	0	0	574	45	627
平成2年度	10	0	0	575	41	626
平成3年度	7	0	0	599	42	648
平成4年度	8	0	0	594	42	644
平成5年度	11	0	0	589	41	641
平成6年度	6	0	0	581	31	618
平成7年度	7	0	0	568	27	602
平成8年度	7	0	0	563	24	594
平成9年度	8	0	0	551	26	585
平成10年度	10	0	0	547	26	583
平成11年度	11	0	0	550	23	584
平成12年度	8	0	0	565	25	598
平成13年度	10	0	0	595	35	640
平成14年度	12	0	6	611	37	666
平成15年度	11	0	6	620	28	665
平成16年度	14	0	12	627	28	681
平成17年度	15	0	12	589	42	658
平成18年度	17	0	12	598	39	666
平成19年度	16	0	12	583	34	645
平成20年度	23	0	18	563	39	643
平成21年度	28	0	24	535	39	626
平成22年度	30	4	24	532	37	627
平成23年度	34	5	30	508	35	612
平成24年度	40	9	44	459	36	588
平成25年度	44	11	55	444	36	590
平成26年度	48	16	55	430	36	585
平成27年度	52	24	62	399	36	573
平成28年度	54	28	62	392	36	572
平成29年度	56	32	62	385	36	571
平成30年度	58	36	62	377	36	569
平成31年度	60	40	62	369	36	567
平成32年度	61	44	80	343	35	563
平成33年度	63	48	98	319	32	560
平成34年度	65	52	116	295	30	558
平成35年度	66	56	134	269	30	555
平成36年度	68	60	154	244	27	553
平成37年度	68	67	158	227	27	547
平成38年度	69	75	162	212	27	545
平成39年度	70	83	165	198	27	543
平成40年度	71	91	168	183	27	540
平成41年度	72	99	171	168	27	537

## 5 目標達成のための取り組み

### (1) 今後15年間の全体的な方針

- ・ 本計画については、子どもの福祉を保障するという児童福祉法総則に掲げる理念のもと策定したものであり、児童福祉法に規定されたどのような養育形態であっても、このことについて配慮されることが前提となっています。
- ・ 県としては、被措置児童等虐待の防止に取り組むことは言うまでもなく、公的責任による児童の養育環境が、本計画によりさらに良いものとなるよう、里親、施設等及び関係機関等と連携しながら、必要に応じて見直しながら取り組む必要があります。

#### 児童福祉法 第1章 総則

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### (A) 家庭養護の推進

- ・ 家庭養護の推進については、単純に需要量から施設の供給量を差し引くものと考えるものではなく、国が示す目標に従い、向後15年間で、現在12%となっている里親等委託率を、33%程度に押し上げることを目標にしています。なお、施設におけるグループホーム（分園化）の移行状況によっては、今後の計画見直しにより33%の目標をさらに上回る目標設定を行うことも考えられます。
- ・ 目標達成のために、里親に対しては、県（こども・女性・障害者支援センター）だけではなく、里親会、里親育成センター、市町、各施設等さまざまな協力を得て、里親開拓を行い里親登録数を増やすこと、そして、登録里親を育成し、里親世帯を支援する体制の充実が不可欠となっています。
- ・ また、ファミリーホームについては、平成26年度末現在、4か所であるファミリーホームを、平成41年度までに22か所にする計画としています。現在の5.5倍に拡大させ、社会的養護のうち家庭養護が占める約3分の1のなかでも大きな割合を占めるよう設定しています。ファミリーホームの設置者（事業者）としては、養育（専門）里親での受託養育経験、社会的養護関係施設で

の勤務経験が豊かな人材、あるいは社会的養護関係施設を運営する法人によるものが該当しますが、15年にわたって、量的拡大を促進する一方で、運営の適正化を図れるように質の確保も重要です。

#### (B) 各施設の小規模化及び地域分散化の取り組み

- ・ 本県児童養護施設においては、本体施設定員45人を超えるところは数か所しかない状況であり、今後15年間で、国が目指す本体定員45人以下とする目標達成は十分可能と考えられます。
- ・ 一方で、児童養護施設の分園化の実践は、まだ実践例が多くはありません。今後、全ての施設において、本体施設の小規模化・グループホームの設置を推進しますが、小規模ユニット体制では、個々の職員の力量・判断が大きく児童支援に影響するため、職員の人材育成とともに、孤立化防止のための組織的支援対応が求められます。したがって、分園化の推進は、職員の人材育成状況を十分踏まえた上で取り組むことを本計画では位置づけています。
- ・ また、施設養護の機能強化を図るため専門職種の配置（里親支援専門相談員、医療的ケア担当職員、心理療法担当職員等）についても明記しました。
- ・ 乳児院においては、既にオールユニット化した体制で行われています。乳児の生命に直結するケアを実践していることから、施設整備を行って間もない状況でもあり、現時点では、分園化及び定員調整を行わず、現在のオールユニットケアを継続し、今後の需要量や乳幼児の里親委託状況等を勘案しながら、必要に応じ、次期計画見直し時に調整を行うこととします。
- ・ なお、目下、国において検討中ですが、入所児童ひとり当たりの保育士・児童指導員の配置基準や新たな専門職種（自立支援担当職員）の配置等について見直し（改善）が予定されているため、これに応じた人材確保も今後、必要となります。社会的養護にかかる人材供給を円滑に行うためには、養成校との連携も必要であることから、その視点も本計画に含めています。

#### (C) 目標達成に向けた支援体制の充実について

- ・ 本計画においては、里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設に関する需要量を示していますが、その目標達成に向けては、これらの里親及び施設等以外にも、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム等との連携、あるいは、児童相談所（こども・女性・障害者支援センター）の支援体制充実も重要であり、それぞれの専門性の充実、資質の向上、リーダーの確保・充実について取り組む必要があります。

## ( 2 ) 前期 ( 平成 2 7 年度から 3 1 年 ) の重点事項

### ( A ) 家庭養護の推進と具体的取り組み

長崎県子育て条例行動計画 ( 計画期間 : 平成 2 7 年度から 3 1 年度 )	
	施策関連事項抜粋
<p>家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、里親制度の周知啓発を行うとともに、養育里親の登録者拡大を図ります。</p> <p>児童相談所に配置する里親支援員や施設に配置する里親支援専門相談員等により子どもを受託している里親の支援を充実します。</p> <p>施設職員又は里親として社会的養護の実践経験が豊かな方などによる小規模住居型児童養育事業 ( ファミリーホーム ) の普及を図ります。</p>	

#### 長崎県子育て条例行動計画 ( 計画期間 : 平成 2 7 年度から 3 1 年度 ) 【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
里親等委託率	H25	10.3%	H31	17.6%
里親支援専門相談員の配置数	H25	3施設	H31	10施設

### ファミリーホームの設置促進

- ・ ファミリーホームについては、里親経験者型、施設従事経験者型、社会的養護施設運営法人型それぞれに限定せず、その強みを活かした実践を期待し設置を推進します。
- ・ 経験ある里親や施設職員 ( O B 含む ) 等、実践力がある養育者によるファミリーホーム設置を特に推進するため、説明会等を実施します。
- ・ 養育者については、同時に養育里親としての登録を勧めるとともに、各ファミリーホーム及び県ファミリーホーム連絡協議会と連携し、補助者を含め、施設や里親向け研修受講を勧奨し、養育力向上を図ります。
- ・ 県レベルでファミリーホーム連絡協議会の自立的運営が図れるよう、県本庁及びこども・女性・障害者支援センターと連絡協議会を定期的開催するな

ど、側面的に支援します。

- 各ファミリーホームにおける事業の自己評価の実施を推進します。また、第三者評価についても、県ファミリーホーム連協議絡会と連携し、効果的な実施方法等を検討します。

### 里親委託の推進

- 目的や内容に応じ、よりきめ細かい支援体制や効果的な制度周知方法等を検討するため、現在、県レベルで年1～2回実施している里親委託等推進委員会を多層化し、多機関による支援協力体制の充実を図ります。

区分	頻度	目的	メンバー
里親委託等推進委員会 (A)	年1回	県全体の里親委託推進の方向性等の決定、関係機関連携等。	従来の里親推進委員会に参加している団体等の代表 【県こども家庭課が主催】
里親支援運営会議 (B)	年3～4回	里親支援実務者会議からの提案事項の検討・実施等。(必要に応じて推進委員会に諮る。)	こども家庭課、各こども・女性・障害者支援センター、里親支援機関、里親など 【県こども家庭課が主催】
里親支援実務者会議 (C)	毎月	広報啓発、研修実施及び支援体制などの具体的な取組等に係る協議等	各こども・女性・障害者支援センター、里親支援専門相談員、児童家庭支援センター、里親育成センター、里親など 【こども・女性・障害者支援センターが持ち回りで実施】
里親支援個別会議 (D)	随時	個別ケースの協議等(市町要対協との連携)	各こども・女性・障害者支援センター、里親支援専門相談員など 【こども・女性・障害者支援センターが事案ごとに調整】

- 児童相談所においては、里親担当ケースワーカー及び里親支援員の配置を継続するとともに、児童相談所による里親支援に関する専門性の高い職員の育成を行います。
- 乳児院及び児童養護施設における里親支援専門相談員の配置を充実し、施

設による里親支援体制を強化します。《数値目標あり》

- ・ 里親開拓・里親支援における市町（地域）との連携を強化します。
  - ・ 全市町において養育里親登録、全市に専門里親登録を目指し、出前講座等広報啓発活動への協力を求めます。
  - ・ 情報提供の同意が得られた登録里親情報を市町に提供し、里親委託に関して必要に応じ市町要保護児童対策地域協議会の協力が得られる体制を構築します。
  - ・ 協力が得られる里親には、ショートステイ等市町での子育て支援関連施策への参加、要保護児童対策地域協議会への参加等を依頼します。
- ・ 里親制度の普及啓発については、公民館講座や、各種関連団体等に対するミニ講座等、住民に身近な場所での実施につとめるとともに、里親開拓については、子育て経験が豊富な方に加え、社会的養護児童に関する知識や実践力がある施設勤務経験者の里親登録を推進します。
- ・ 里親認定の迅速化を図るために、これまで年1回であった里親認定にかかる審議会の回数を増やします。また、里親登録にあたっては、里親の身分証明を明確にするため、里親登録証をカード型写真付き身分証明書として発行します。
- ・ 里親に対しては、義務的研修に加えて、里親の養育力向上を図る各種研修の充実を図ります。また、里親の組織化支援、自主活動（サロン）等の支援を引き続き行います。
- ・ 里親のレスパイトケアの円滑な実施体制を継続するとともに、里親世帯への短時間の養育支援や里親へのカウンセリングやメンタルヘルス等のさまざまなニーズへの対応策について引き続き検討を行います。
- ・ 乳児院及び児童養護施設入所児童の里親への措置変更については、これまで以上に、こども・女性・障害者支援センターと連携しながら推進します。
- ・ 新生児委託についても、可能な事例については、委託後の支援も含め、産婦人科医等との連携に努め、より慎重に取り組みます。

( B ) 施設の小規模化及び地域分散化の具体的な取り組み

<p>長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成27年度から31年度）</p> <p style="text-align: right;">施策関連事項抜粋</p> <p>施設における小規模グループケア体制をマネジメントできるユニットリーダー職員等の育成を支援します。</p> <p>家庭的な養護を推進するためケア単位の小規模化を進めます。</p> <p>子どものプライバシーに配慮した環境整備のため、個室化を推進します。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

長崎県子育て条例行動計画（計画期間：平成27年度から31年度）【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
児童養護施設のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数（累計）	H21 ～25	93人	H27 ～31	125人
小規模グループケアを実施している施設の割合	H25	83%	H31	100%

各施設が策定した「家庭的養護推進計画」の着実な推進ができるよう、その進捗状況を適宜確認し、必要な助言・支援を行います。

各施設及び長崎県児童養護施設協議会と連携し、施設職員を確保し、職員の育成・定着を図れるよう、必要な助言・支援を行います。

- ・男女バランスにも配慮した児童指導員及び保育士の確保とその質の向上及び離職防止のための取り組みの進捗状況について、県としても引き続き確認・助言を行います。

- ・県内大学等と連携を図り、社会的養護に関心を持つ学生を増やし、そこから実際の就職につながるよう、施設等職員を講師派遣することや学生を実習・ボランティア受入することなどをこれまで以上に推進するため、県としても、大学等に協力を依頼します。

- ・施設職員の県レベルでの資質向上ができるよう、県児童養護施設協議会によるキャリアや職種に応じた計画的・体系的な職員研修の実施に、県としても協力して取り組みます。特に新任職員の研修については、充実に努めます。

- ・国の「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、今後小規模ケア体制が進む施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行います。特に、各小規模ケアユニットリーダーの育成については、本研修の継続的な受講を勧めるなど努めます。

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例）等の改正に伴う職員配置基準等の見直しや民間施設給与等改善費の引上げに応じ、必要な職員を確保し労働環境の改善を図ることができるよう、県として必要な予算確保に努めます。

家庭的な養護を推進するためケア単位の小規模化を進めます。また、子どものプライバシーに配慮した環境整備のため、個室化を推進します。

- ・各施設における小規模ケア養育を充実して実践できる職員の養成状況に応じて、小規模ユニット体制の充実を図ります。（特に基幹的職員が少ない施設等では、本体施設外への分園化は、積極的には行わないこととします。）

- ・県内全ての乳児院・児童養護施設において、本体施設内で、1か所以上の小規模グループケアを実施します。

- ・先行して分園化を実施している施設の現状や課題について、施設間での視察や、県レベルでの研修・会議等の場で、情報共有を行い、より質の高い実践につなげられるよう支援します。

- ・小規模ユニットケア体制に関わらず、子どものプライバシーに配慮した環境整備のため、改修等による個室化を推進します。

施設養護の専門性強化を進めます。

- ・児童養護施設及び乳児院に「里親支援専門相談員」の配置を推進します。なお、未配置の施設については、可能な範囲で家庭支援専門相談員に里親支援に関する協力を求め、全ての施設について里親支援に関与する体制を構築します。《里親支援の充実に関する取り組みについては、(2)Aを参照》

- ・被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理を必要とする児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図る必要がある施設には、国が示す要件に基づき、



「医療的ケア担当職員」を配置します。

・虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に、心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修復等を図ることにより、対象児童等の自立を支援する必要がある場合には、国が示す要件に該当する全施設において、心理療法担当職員の常勤配置を進めます。

・児童がその適性、能力等に応じた進路（進学や就職）を選択できるよう、入所中から適切な相談、助言、情報の提供、講習等を行い、さらに退所後のアフターケアも含めた自立の支援を行うため「自立支援担当職員」の配置について、今後の国の施策化の動向を踏まえ準備を進めます。

### ( 3 ) 中期及び後期の目標達成のために考慮すべき事項

平成 3 2 年度以降についても目標達成のために、現時点で見通される事項について、以下のとおり計画します。

ただし、前期計画の進捗状況を踏まえ、具体的内容については、平成 3 1 年度中に必要な見直しを行います。

#### ( A ) 家庭養護の推進と具体的取り組み

##### 【中期（平成 3 2 年度～平成 3 7 年度）】

###### ファミリーホームに関すること

- ・ 里親だけでなく、児童養護施設等（職員・法人）からの開設希望を見込み、計画の枠内での設置を推進します。なお、その際は、社会的養護の地域偏在の解消を目指した開設ができるよう調整を図ります。
- ・ ファミリーホームごとに他の社会的養護（児童養護施設等や里親）との相互連携体制を強化します。

###### 里親に関すること

- ・ 前期計画の進捗状況を検証し、より効果的な方法で、里親開拓及び里親育成及び里親支援を継続して行います。
- ・ 里親開拓については、少なくとも中学校区単位での里親登録を目指すことを目標化できるか検討します。

##### 【後期（平成 3 7 年度～平成 4 1 年度）】

- ・ 里親及びファミリーホームへの委託措置率が、全体の 3 分の 1 とすることが実現できるよう、引き続き、里親開拓及び里親育成及び里親支援を継続して行います。

## ( B ) 施設の小規模化及び地域分散化の具体的な取り組み

### 【中期（平成32年度～平成37年度）】

本園から分園への支援体制が確立し、分園での養育責任者の養成が十分具備された児童養護施設において複数の分園化を推進します。

分園化に併せて、本園の定員を引き下げることにより、改修等による個室化を推進し、子どものプライバシーに配慮した環境整備を行います。

### 【後期（平成37年度～平成41年度）】

本園が全体の需要量の3分の1、グループホームが3分の1となるよう、最終調整を図りながら、各施設の入所措置状況や地域分散化状況を踏まえた定員調整を行い（必要により定員改定）ます。

本園の定員を引き下げること等により、全ての児童養護施設において、本体施設のオールユニット化を実施します。

本園から分園への支援体制が確立し、分園での養育責任者の養成が十分具備された児童養護施設において、引き続き複数の分園化を推進します。

## ( 4 ) 今後の施設整備に関すること

- ・ 児童養護施設においては、今後15年間で、国が目指す本体施設定員45人以下にするという目標を達成するため、耐震基準・老朽化の程度等から、各施設の家庭的養護推進計画との整合性を取りながら、施設整備の支援について検討を進めます。併せて、今後15年間で、小規模ユニットケア体制の構築、及び子どものプライバシーに配慮した環境整備のため、改修等による個室化を推進します。

## 6 計画の進捗管理・見直し

- ・ 本計画は、平成27年度を始期として、5年ごとの15年間の計画となっており、5年ごとの見直しを行うこととしています。
- ・ そのため、今後の計画の進捗については、本計画の策定にかかるワーキング会議に準じた形態で、毎年度、関係団体等が参集して情報共有・情報交換、計画の進捗の確認、達成に向けた解決策の検討等の場を設定し、継続的に協議を行います。

## 7 ワーキンググループの構成員・実施状況

### 【構成員名簿（敬称略、順不同）】

氏 名	所 属
松本 智経	長崎県里親会（里親会長）
宮地 より子	長崎県里親会（専門里親）
安河内 慎二	長崎県児童養護施設協議会 （児童養護施設「マリア園」施設長）
久保 紘遠	長崎県児童養護施設協議会 （乳児院「光と緑の園乳児院」施設長）
友永 淳 （第3回まで）	長崎県ファミリーホーム連絡会 （友永ホーム）
進 健一郎 （第4回から）	長崎県ファミリーホーム連絡会 （こころホーム）
尾里 育士	長崎純心大学人文学部児童保育学科准教授
浦山 淳	長崎こども・女性・障害者支援センター （相談支援課長）
大津 希	長崎こども・女性・障害者支援センター （相談支援課係長）
松尾 利也 （第7回まで）	佐世保こども・女性・障害者支援センター （こども・女性支援課長）
伊福 大剛	佐世保こども・女性・障害者支援センター （こども保護判定課長）
原 智治	長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課 （こども支援班課長補佐）
西村 武士	長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課 （こども支援班主任主事）

### 【実施状況】

- 第1回 平成26年 5月 2日（金）
- 第2回 平成26年 6月 6日（金）
- 第3回 平成26年 7月 4日（金）
- 第4回 平成26年 9月12日（金）
- 第5回 平成26年10月 8日（水）
- 第6回 平成26年11月 7日（金）
- 第7回 平成26年12月19日（金）
- 第8回 平成27年 2月26日（木）